○製造施設完成検査申請（冷凍則）

根拠法令

〔製造施設完成検査〕

・法第２０条　　冷凍則第２１条

〔製造施設変更完成検査〕

・法第２０条第３項　　冷凍則第２１条

適　　用

１．製造許可の対象となった施設

２．変更許可の対象となった施設

（ただし、製造の方法及び製造する高圧ガスの種類の変更は対象外）

＜完成検査を要しない変更の工事＞

①製造設備の取替えの工事であって、冷凍能力の変更が変更前の冷凍能力の２０％以内の増減であるもの（耐震設計構造物は除き、また、可燃性ガス及び毒性ガスの冷媒施設の取替えの場合及び冷媒設備の切断・溶接を伴う取替え工事は除く）

必要書類

１．高圧ガス製造施設完成検査申請書（冷凍則様式第７）

２．申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）